

議案第1号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)

令和3年度和歌山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,941,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第1号)

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		2,639,198	387	2,639,585
	1 使用料	1,897,162	387	1,897,549
15 国庫支出金		30,906,176	1,006,461	31,912,637
	1 国庫負担金	24,161,589	235,311	24,396,900
	2 国庫補助金	2,149,922	746,407	2,896,329
	3 国庫交付金	4,580,899	22,109	4,603,008
16 県支出金		11,043,127	3,150	11,046,277
	2 県補助金	2,337,785	2,750	2,340,535
	4 県委託金	86,169	400	86,569
18 寄附金		481,136	15,300	496,436
	1 寄附金	481,136	15,300	496,436
19 繰入金		2,986,575	198,427	3,185,002
	1 基金繰入金	2,868,808	198,427	3,067,235
21 諸収入		3,105,871	15,721	3,121,592
	7 雑入	1,241,222	15,721	1,256,943
22 市債		14,945,400	37,800	14,983,200
	1 市債	14,945,400	37,800	14,983,200
歳入合計		144,664,324	1,277,246	145,941,570

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,692,392	25,538	14,717,930
	1 総務管理費	6,968,669	11,190	6,979,859
	3 市民生活費	571,686	11,500	583,186
	7 文化スポーツ費	4,540,610	2,848	4,543,458
3 民生費		68,651,292	617,654	69,268,946
	3 児童福祉費	19,746,178	617,654	20,363,832
4 衛生費		10,048,701	516,628	10,565,329
	1 保健衛生費	5,217,466	516,628	5,734,094
5 農林水産業費		1,119,559	6,930	1,126,489
	1 農業費	787,609	2,200	789,809
	3 水産業費	211,806	4,730	216,536
6 商工費		3,615,788	27,101	3,642,889
	2 観光費	872,414	27,101	899,515
7 土木費		7,237,031	60,195	7,297,226
	2 道路橋梁費	2,500,981	12,000	2,512,981
	4 都市計画費	746,839	14,795	761,634
	5 都市計画道路費	461,014	24,800	485,814
	6 公園費	397,348	8,600	405,948
8 消防費		4,654,046	2,000	4,656,046
	1 消防費	4,654,046	2,000	4,656,046
9 教育費		8,733,415	21,200	8,754,615
	1 教育総務費	1,951,325	400	1,951,725
	2 小学校費	2,465,121	15,300	2,480,421
	5 幼稚園費	484,882	5,500	490,382
歳出合計		144,664,324	1,277,246	145,941,570

第2表

債務負担行為補正

1 追加 (単位 千円)

事項	期間	限度額
地方道整備事業(市駅小倉線、坂田磯の浦線)	令和4年度 令和5年度	588,000
合 計		588,000

第3表

地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市再生整備事業	5,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	5,600			

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光基盤施設整備事業	42,000	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	54,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
地方道整備事業	568,600	"	"	"	574,000	"	"	"
街路事業	171,700	"	"	"	182,600	"	"	"
公園施設整備事業	60,700	"	"	"	64,500	"	"	"
計	14,945,400				14,977,600			

議案第2号

令和3年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度和歌山市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		94,253	4,730	98,983
	1 一般会計繰入金	94,253	4,730	98,983
歳入合計		132,376	4,730	137,106

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		76,759	4,730	81,489
	1 漁業集落排水施設管理費	76,759	4,730	81,489
歳出合計		132,376	4,730	137,106

議案第3号

和歌山市職員服務宣誓条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市職員服務宣誓条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員服務宣誓条例の一部を改正する条例  
和歌山市職員服務宣誓条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に改める。

第2条第1項中「者は、」の次に「宣誓書を」を加え、「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名」を「に提出」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同条第3号中「25ヘクタール以上」の次に「又は事業区域内における森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林（同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。）の区域の面積が1ヘクタール以上」を加える。

第34条第1項中「25ヘクタール未満であるもの」を「で大規模な太陽光発電設備に該当しないもの」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第3号及び第34条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に第11条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に改正前の第34条に基づき一定の太陽光発電設備設置事業に関する手続の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）第7条に基づき太陽光発電事業計画の認定の申請を既に行っている者を除く。）について、適用する。

議案第5号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第36条を削り、第36条の2を第36条とする。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条を削り、第36条の2を第36条とする改正規定は、令和3年9月1日から施行する。

議案第6号

和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
和歌山市旅館業法施行条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (2) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (3) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (4) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (5) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (6) 貯湯槽 原湯及び原水を貯留する槽をいう。
- (7) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子等を除去する装置をいう。
- (8) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (9) 調節箱 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓に送る湯の温度を調節するための槽をいう。
- (10) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- (11) 循環式浴槽 原湯及び原水の使用量を少なくする目的で、浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。
- (12) 気泡発生装置等 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。
- (13) 回収槽 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。

第2条中「構造設備」の次に「（入浴設備を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の入浴設備に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。
- (2) 循環式浴槽を設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

(3) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(4) 気泡発生装置等を設置する場合は、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ほこりや浴槽水等が入らないような構造であること。

(5) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

(6) 配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。

(7) 調節箱を設置する場合は清掃を容易に行うことができる構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒を行うことができるようにすること。

(8) 浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒することができる設備が設けられていること。

(9) 内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造にすること。

第3条中「構造設備」の次に「（入浴設備を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の入浴設備に係る構造設備の基準は、前条第2項の規定を準用する。

第4条中「構造設備」の次に「（入浴設備を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の入浴設備に係る構造設備の基準は、第2条第2項の規定を準用する。

第8条第2項各号を次のように改める。

(1) 浴槽水は、常に満杯状態に保つとともに、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより浴槽からあふれ出させ、清浄に保つこと。

(2) 浴槽は、毎日（循環式浴槽にあっては、1週間に1回以上）完全に換水し、かつ、清掃すること。

- (3) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める基準に適合するよう努めるとともに、その測定結果を記載した書類を当該測定の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により、これにより難しい場合には、他の適切な措置を講ずること。
- (4) 浴槽水（客ごとに完全換水し清掃するものは除く。）は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上、水質検査を行い、その検査結果を証する書類を当該検査の日から3年間保管すること。
- (5) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（次号において「水道水」という。）以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう、その水質を管理すること。
- (6) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は1年に1回以上水質検査を行い、その検査結果を証する書類を当該検査の日から3年間保管すること。
- (7) 第4号及び前号に規定する水質検査の結果、規則で定める事項が水質基準に適合しなかった場合は、その旨を市長に報告すること。
- (8) 貯湯槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、貯湯槽内の原湯の最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。
- イ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- ウ 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。
- (9) 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- ア ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管については、1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は、適切な方法で生物膜を除去し、及び消毒すること。
- イ 浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤を浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること。
- ウ 浴槽水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
- エ 集毛器は毎日清掃及び消毒を行うこと。
- オ 配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。
- (10) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。
- (11) シャワーは1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水を行うこと。また、シャワーヘッド及びホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れを1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。

- (12) 気泡発生装置等を設置している場合は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (13) 水位計に通じる配管は1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
- (14) 調節箱を設置している場合は、生物膜の状況を監視し、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (15) 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を定期的に行うこと。
- (16) 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成すること。
- (17) 新たに営業を開始する場合又は営業を休止した後に再開する場合にあっては、浴場内を十分に消毒した後に営業を開始し、又は再開すること。
- 第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（基準の緩和）

第10条 市長は、旅館業の施設について、第2条から第4条まで及び第8条に規定する基準によることが困難であり、かつ、宿泊者数その他特別な事情により公衆衛生上支障がないと認める場合においては、当該基準を緩和することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定、第3条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第4条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業の許可を受けている者については、この条例による改正後の第2条第2項、第3条第2項及び第4条第2項の規定は、当該営業の許可を受けている施設の入浴設備に係る構造設備の変更を行うまでの間、適用しない。

議案第7号

和歌山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

和歌山市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活における通常の保健衛生上必要な入浴のために設けられた公衆浴場をいう。
- (2) その他公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (4) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (5) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (6) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (7) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (8) 貯湯槽 原湯及び原水を貯留する槽をいう。
- (9) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子等を除去する装置をいう。
- (10) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪その他の比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (11) 調節箱 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓に送る湯の温度を調節するための槽をいう。
- (12) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- (13) 循環式浴槽 原湯及び原水の使用量を少なくする目的で、浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。
- (14) 気泡発生装置等 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。
- (15) 回収槽 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。

第4条を次のように改める。

（公衆浴場の構造設備の基準）

第4条 公衆浴場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 浴室及び脱衣室は、その出入口を男性用と女性用に区別し、外部から見通すことができないようにすること。
- (2) 浴室及び脱衣室は、全て男性用と女性用に区別し、互いに見通すことができないよう、隔壁等を設けて区分すること。
- (3) 浴室及び脱衣室の床面における照度は、10ルクス以上とし、停電又は故障に備えて予備装置を施すこと。
- (4) 浴室及び脱衣室の窓は、開閉自由であって、開けた場合でも外部から見通すことができないようにすること。
- (5) 脱衣室の出入口には、男性用と女性用を識別するための看板等を掲げること。
- (6) 脱衣室の面積は、男性用及び女性用それぞれ14平方メートル以上とすること。
- (7) 脱衣室の床面は、浴室の床面と同じ高さ又はそれより高くすること。
- (8) 脱衣室の床下地盤は、外部地盤より高く、コンクリート構造とし、適当な換気方法を講じ完全な防その設備を設けること。
- (9) 男性用及び女性用に区別した客用便所を設けること。
- (10) 脱衣箱には、施錠の設備又はこれに代わるべき設備を設けること。
- (11) 脱衣室には、洗面所を設け、紙くず箱を1個以上備えること。
- (12) 浴室の面積は、男性用及び女性用それぞれ14平方メートル以上とすること。
- (13) 浴室の床は、耐水性の材料をもって築造し適当な水垂勾配を造り、汚水が屋外の下水溝に完全流下するようにすること。
- (14) 排水溝は、コンクリートその他耐水性の材料をもって築造し、完全な暗きよとすること。
- (15) 浴室の周囲は、床上1.5メートルまではれんが又はコンクリートをもって築造し、その他は全部板張又は防湿材料をもって築造すること。
- (16) 浴室には、湯気抜き又は換気設備を設けること。
- (17) 浴室には、浄水及び掛湯を供給すべき適当な設備を設けること。
- (18) 浴室には、洗い桶及び腰掛を十分に備えること。
- (19) 浴槽は、耐水性の材料をもって築造し、その構造は、次のアからウまで（同一の浴室に2以上の浴槽を設ける場合における1の浴槽以外の浴槽にあっては、イ及びウを除く。）によらなければならない。
  - ア 槽底は、外部地盤面の高さ以上であること。
  - イ 内法面積は、4平方メートル以上であること。
  - ウ 深さは、0.7メートル以上であること。
- (20) 貯湯槽は完全に排水することができる構造とすること。
- (21) 循環式浴槽を設置する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であり、逆洗浄



等の適切な方法でろ過器内のごみ及び汚泥を排出することができる構造であるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

イ 浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。

ウ 循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

(22) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

(23) 気泡発生装置等を設置する場合は、連日使用している浴槽水を用いる構造ではなく、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ほこりや浴槽水等が入らないような構造であること。

(24) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

(25) 配管内の浴槽水を完全に排水することができる構造とすること。

(26) 調節箱を設置する場合は清掃を容易に行うことができる構造とし、薬剤注入口を設けるなど消毒を行うことができるようにすること。

(27) 浴槽からあふれ出た浴槽水及び回収槽内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合には、浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管は直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃を容易に行うことができる位置又は構造になっているとともに、回収槽内の水を消毒することができる設備が設けられていること。

(28) 内湯と露天風呂との間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造にすること。

第4条の次に次の2条を加える。

(一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第4条の2 一般公衆浴場の営業者又は管理者は次の基準を遵守しなければならない。

(1) 浴場の内外は、常に清潔を保つこと。

(2) 客用便所は、毎日清掃し、適宜消毒すること。

(3) 脱衣室は、毎日清掃し、適宜消毒をすること。ただし、感染性の疾病の病原体による汚染のおそれがある場合はその都度消毒すること。

(4) 入浴者共用のタオル、くし、ブラシ等の類を備えることはしないこと。

(5) 浴槽水は、常に満杯状態を保つとともに、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより浴槽からあふれ出させ、清浄を保つこと。

(6) 浴槽は、毎日(循環式浴槽にあっては、1週間に1回以上)完全に換水し、かつ、清掃す

ること。

(7) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の残留塩素濃度を毎日測定して、規則で定める基準に適合するよう努めるとともに、その測定結果を記載した書類を当該測定の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により、これにより難い場合には、他の適切な措置を講ずること。

(8) 浴槽水(客ごとに完全換水し清掃するものは除く。)は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上、水質検査を行い、その検査結果を証する書類を当該検査の日から3年間保管すること。

(9) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(次号において「水道水」という。)以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう、その水質を管理すること。

(10) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は1年に1回以上水質検査を行い、その検査結果を証する書類を当該検査の日から3年間保管すること。

(11) 第8号及び前号に規定する水質検査の結果、規則で定める事項が水質基準に適合しなかった場合は、その旨を市長に報告すること。

(12) 貯湯槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア 貯湯槽内の原湯の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、貯湯槽内の原湯の最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯の消毒を行うこと。

イ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

ウ 設備の破損等の確認及び温度計の性能の確認を行うこと。

(13) 循環式浴槽を設置している場合には、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管については、1年に1回程度は生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は、適切な方法で生物膜を除去し、及び消毒すること。

イ 浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤を浴槽水がろ過器内に入る直前に投入すること。

ウ 浴槽水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

エ 集毛器は毎日清掃及び消毒を行うこと。

オ 配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。

(14) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。

(15) シャワーは1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水を行うこと。また、シャワーヘッド及びホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れを1年に1回以上清掃及び

消毒を行うこと。

- (16) 気泡発生装置等を設置している場合は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
  - (17) 水位計に通じる配管は1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
  - (18) 調節箱を設置している場合は、生物膜の状況を監視し、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
  - (19) 浴槽からあふれ出た浴槽水を回収する配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を定期的に行うこと。
  - (20) 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成すること。
  - (21) 新たに営業を開始する場合又は営業を休止した後に再開する場合にあっては、浴場内を十分に消毒した後に営業を開始し、又は再開すること。
  - (22) 従業員が感染性の疾病にかかっているとき、又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。
  - (23) おおむね8歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、その利用形態から風紀上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (その他公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第4条の3 その他公衆浴場の営業者又は管理者は、前条各号(第4号を除く。)に掲げる事項のほか、次の基準を遵守しなければならない。

- (1) 浴室には、必要に応じた数のシャワー装置を設けること。
- (2) 入浴者に供するタオル、くし、ブラシ等の類は、入浴者ごとに消毒すること。
- (3) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと。
- (4) 浴場内に風紀を乱すおそれのある設備、装飾、物品等を設け、又は置かないこと。

第5条の見出し中「衛生及び風紀に必要な」を「講ずべき」に改め、同条中「蒸気」を「その他公衆浴場のうち、蒸気」に、「法第3条第2項の措置の基準は、前条各号(第7号、第14号、第15号及び第22号を除く。)」を「施設の構造は、第4条各号」に改め、同条第5号から第8号までを削る。

第6条の見出し中「衛生及び風紀に必要な」を「講ずべき」に改め、同条中「個室」を「その他公衆浴場のうち、個室」に、「第7号、第14号、第15号及び第22号」を「第6号、第12号及び第19号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定(第20号から第28号までに係る部分に限る。)は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による営業の許可を受けている者については、この条例による改正後の第4条第20号から第28号までの規定は、当該営業の許可を受けている施設の構造設備の変更を

行うまでの間、適用しない。

議案第8号

和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例  
和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例（平成12年条例第48号）の一部を次のように  
改正する。

別表第2D1の項中「12,000円以下」を「1円以上12,000円以下」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第9号

和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市身体障害者福祉法に係る費用に関する条例（平成12年条例第37号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

居宅介護、同行援護、重度訪問介護、短期入所及び共同生活援助の措置に関する費用表（被  
措置者及び扶養義務者用）

	税額等による階層区分	上限月 額	負担基準額			
			居宅介 護及び 同行援 護（3 0分当 たり）	重度訪 問介護 （30 分当た り）	短期入 所（1 日当た り）	共同生 活援助 （1月 当たり ）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税の者	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税の者であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも者（所得割の額のない者）	1, 1 00円	50円	50円	100 円	1, 1 00円
D1	A階層を除き、1円以上12,000	1, 6	100	100	200	1, 6

	当該年度分の	円以下	0.0円	円	円	円	0.0円
D2	市町村民税課 税の者であっ て、その市町 村民税の所得 割の額の区分 が次の区分に 該当する者	12,001円以上3 0,000円以下	2, 2 0.0円	150 円	150 円	300 円	2, 2 0.0円
D3		30,001円以上6 0,000円以下	3, 3 0.0円	200 円	200 円	400 円	3, 3 0.0円
D4		60,001円以上9 6,000円以下	4, 6 0.0円	250 円	250 円	600 円	4, 6 0.0円
D5		96,001円以上1 89,000円以下	7, 2 0.0円	300 円	300 円	1, 0 0.0円	7, 2 0.0円
D6		189,001円以上 277,000円以下	10, 300 円	400 円	400 円	1, 4 0.0円	10, 300 円
D7		277,001円以上 348,000円以下	13, 500 円	500 円	500 円	1, 8 0.0円	13, 500 円
D8		348,001円以上 465,000円以下	17, 100 円	600 円	600 円	2, 3 0.0円	17, 100 円
D9		465,001円以上 594,000円以下	21, 200 円	800 円	800 円	2, 8 0.0円	21, 200 円
D10		594,001円以上 716,000円以下	25, 700 円	1, 0 0.0円	1, 0 0.0円	3, 4 0.0円	25, 700 円
D11		716,001円以上 864,000円以下	30, 600 円	1, 2 0.0円	1, 2 0.0円	4, 1 0.0円	30, 600 円
D12		864,001円以上 1,056,000円 以下	35, 900 円	1, 4 0.0円	1, 4 0.0円	4, 8 0.0円	35, 900 円
D13		1,056,001円 以上1,238,00 0円以下	41, 600 円	1, 6 0.0円	1, 6 0.0円	5, 5 0.0円	41, 600 円
D14		1,238,001円	47, 1, 9	1, 9	1, 9	6, 4	47, 1, 9

4		以上1,439,00 0円以下	800 円	0.0円	0.0円	0.0円	800 円
D15		1,439,001円 以上	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額

別表第2中「施設入所支援」の次に「又は宿泊型自立訓練」を加え、同表その2D1の項中「12,000円以下」を「1円以上12,000円以下」に改める。

別表第3中「自立訓練」の次に「、宿泊型自立訓練」を加え、同表その2D1の項中「12,000円以下」を「1円以上12,000円以下」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第10号

和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例の一部を改正する条例

和歌山市知的障害者福祉法に係る費用徴収条例（平成12年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1D1の項、別表第2その2D1の項及び別表第3その2D1の項中「12,000円以下」を「1円以上12,000円以下」に改める。

附則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第11号

和歌山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会条例の一部を改正する条例

和歌山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（昭和22年法律第164号）」の次に「第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法」を加える。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議案第13号

和歌山市児童養護施設条例を廃止する条例の制定について  
和歌山市児童養護施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市児童養護施設条例を廃止する条例  
和歌山市児童養護施設条例（昭和41年条例第9号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第14号

地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

「公益財団法人和歌山地域地場産業振興センター及び」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

和歌山市民会館条例を廃止する条例の制定について

和歌山市民会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市民会館条例を廃止する条例

和歌山市民会館条例（昭和54年条例第6号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

議案第16号

和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市立博物館条例の一部を改正する条例

和歌山市立博物館条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条を第25条とし、第12条から第18条までを6条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の6条を加える。

（駐車場の供用時間等）

第12条 駐車場の供用時間は、0時から24時までとする。

2 駐車場に自動車を入場させ、又は出場させることができる時間（以下この項において「入場可能時間」という。）は、8時30分から博物館の閉館の1時間後までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、入場可能時間を変更することができる。

（駐車場の休場日等）

第13条 駐車場の休場日は、博物館の休館日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

（駐車場の供用休止等）

第14条 市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止し、又は制限することができる。

（車両制限）

第15条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）

第3条に規定する普通自動車で、次の表に定めるものとする。

高さ	幅	長さ	重量（積載物を含む。）
2.0メートル以下	1.8メートル以下	4.7メートル以下	2.0トン以下

（駐車場の使用料）

第16条 駐車場を使用する者は、自動車を出場させる際に、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次の表の左欄に掲げる使用料の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。

使用料の種類	金額
普通駐車場使用料	駐車時間が1時間までの場合にあつては110円、駐車時間が1時間を超える場合にあつては110円にその超える時間30分までごとにつき160円を加えた額

夜間駐車場使用料	650円
備考	
1 駐車場に自動車を入場させた日において、博物館の閉館の1時間後までに出場させた場合における駐車場の使用料の上限額は、1,070円とする。	
2 夜間駐車場使用料は、博物館の閉館の1時間後（休場日にあつては、18時）から翌8時30分までの間における自動車の駐車について適用する。	

（和歌山市営駐車場条例の準用）

第17条 駐車場の管理については、和歌山市営駐車場条例（昭和46年条例第39号）第6条、第7条、第8条、第9条及び第12条の規定を準用する。この場合において、同条例第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「駐車料金」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条例第12条第2項第4号中「第2条の3第2項」とあるのは「和歌山市立博物館条例（昭和60年条例第17号）第14条」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。



議案第17号

和歌山市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市営駐車場条例の一部を改正する条例

和歌山市営駐車場条例(昭和46年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の表和歌山市営京橋駐車場の項を削る。

別表第1和歌山市営京橋駐車場の項を削る。

別表第2普通駐車料金の部和歌山市営京橋駐車場の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第18号

市道路線認定について

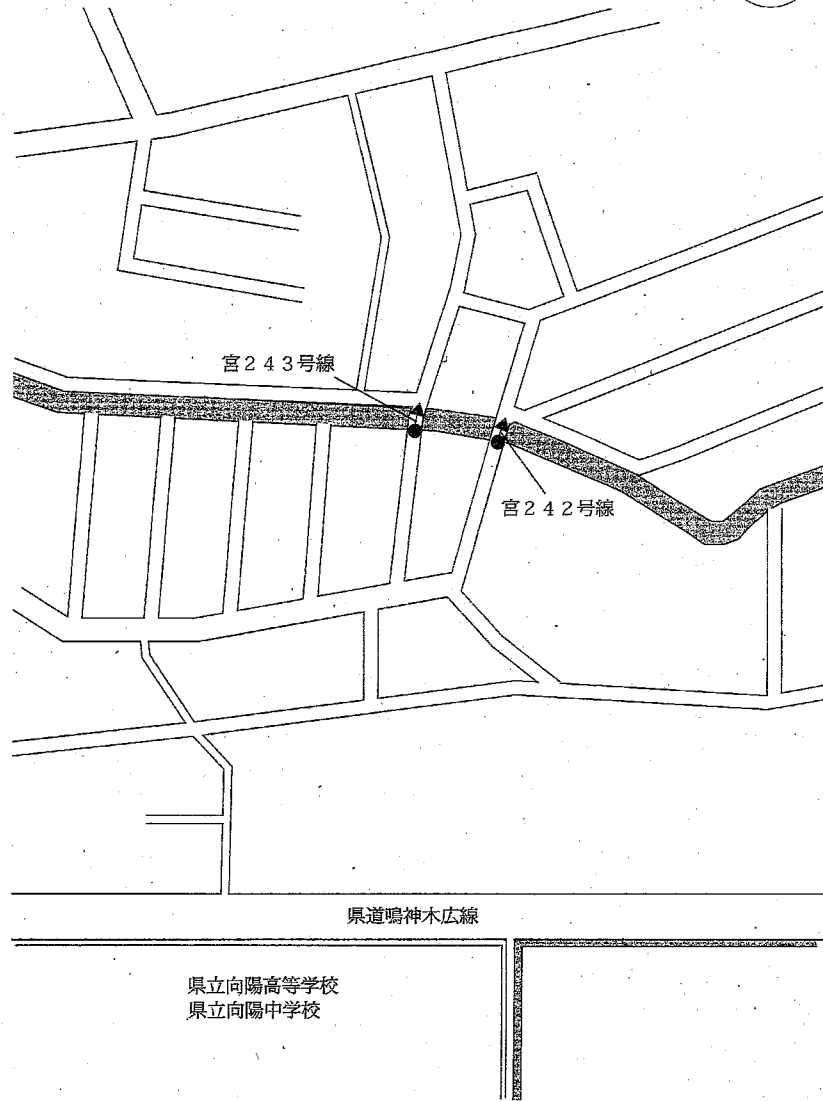
道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和3年6月4日提出

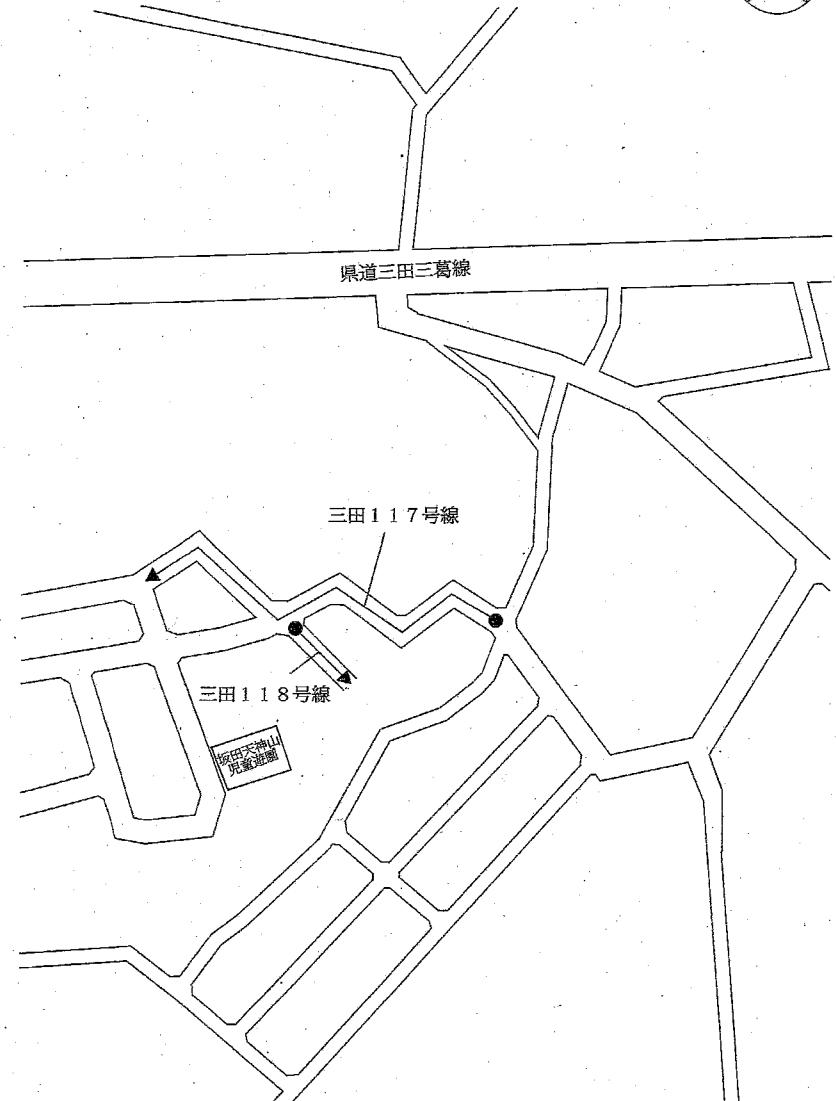
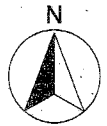
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起終点	備考
11-242	宮242号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
11-243	宮243号線	和歌山市太田 和歌山市太田	
19-117	三田117号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
19-118	三田118号線	和歌山市坂田 和歌山市坂田	
25-155	岡崎155号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
25-156	岡崎156号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
25-157	岡崎157号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
26-316	西脇316号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄	
31-163	有功163号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
31-164	有功164号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷	
35-104	加太104号線	和歌山市加太 和歌山市加太	
40-109	和歌浦109号線	和歌山市和歌浦中1丁目 和歌山市和歌浦中1丁目	
40-110	和歌浦110号線	和歌山市和歌浦中1丁目 和歌山市和歌浦中1丁目	

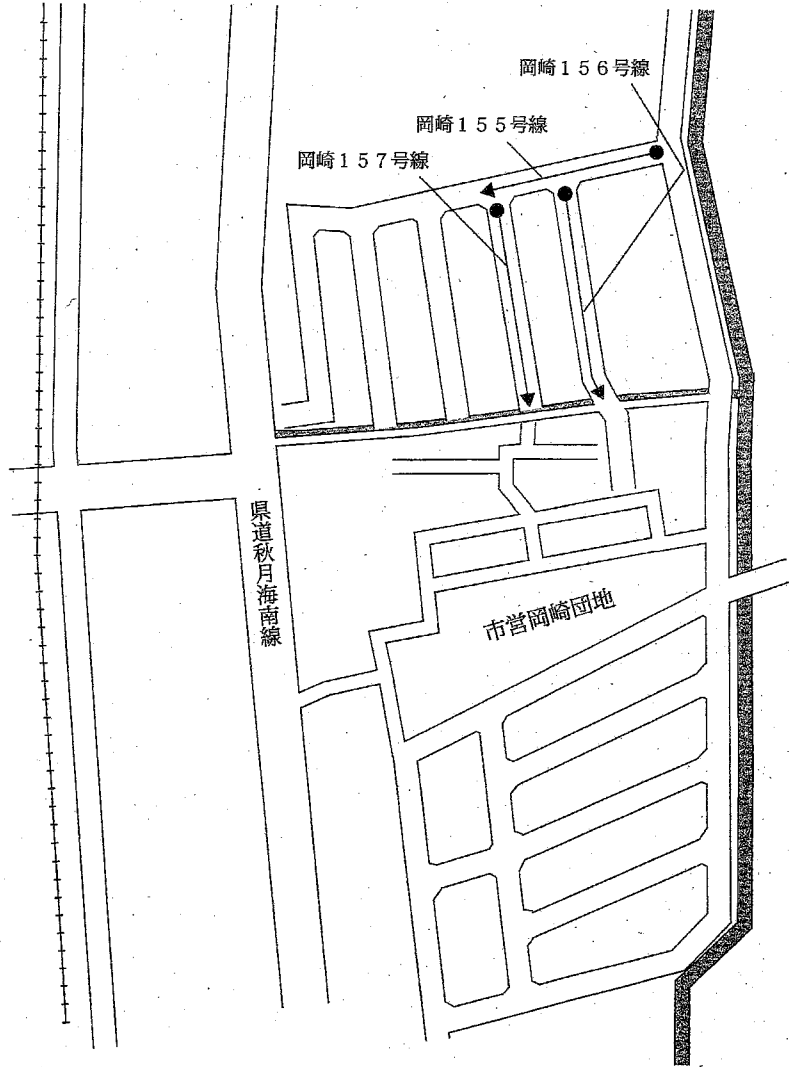
# 路線認定図



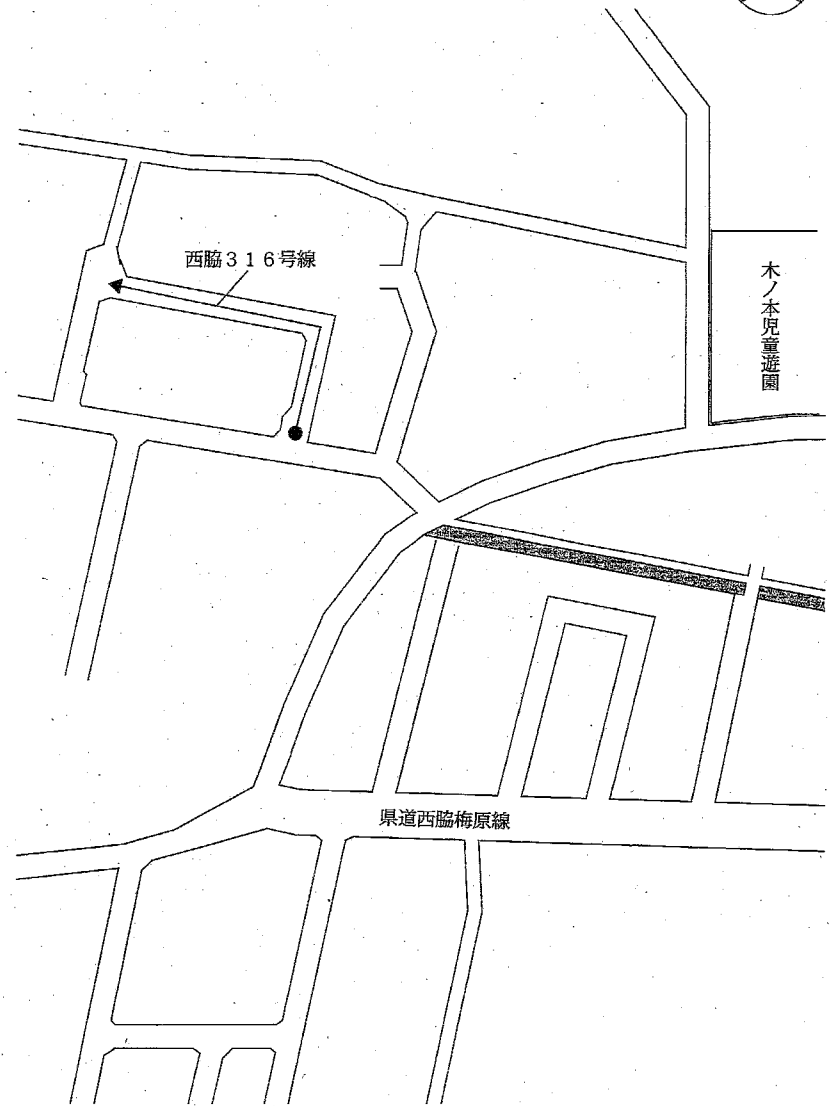
# 路線認定図



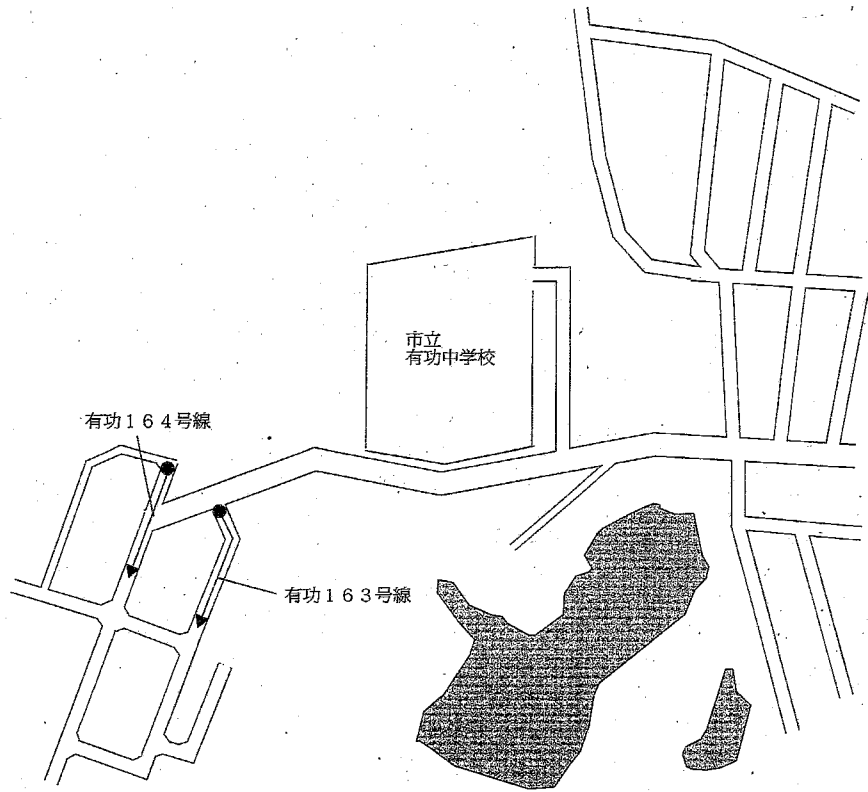
# 路線認定図



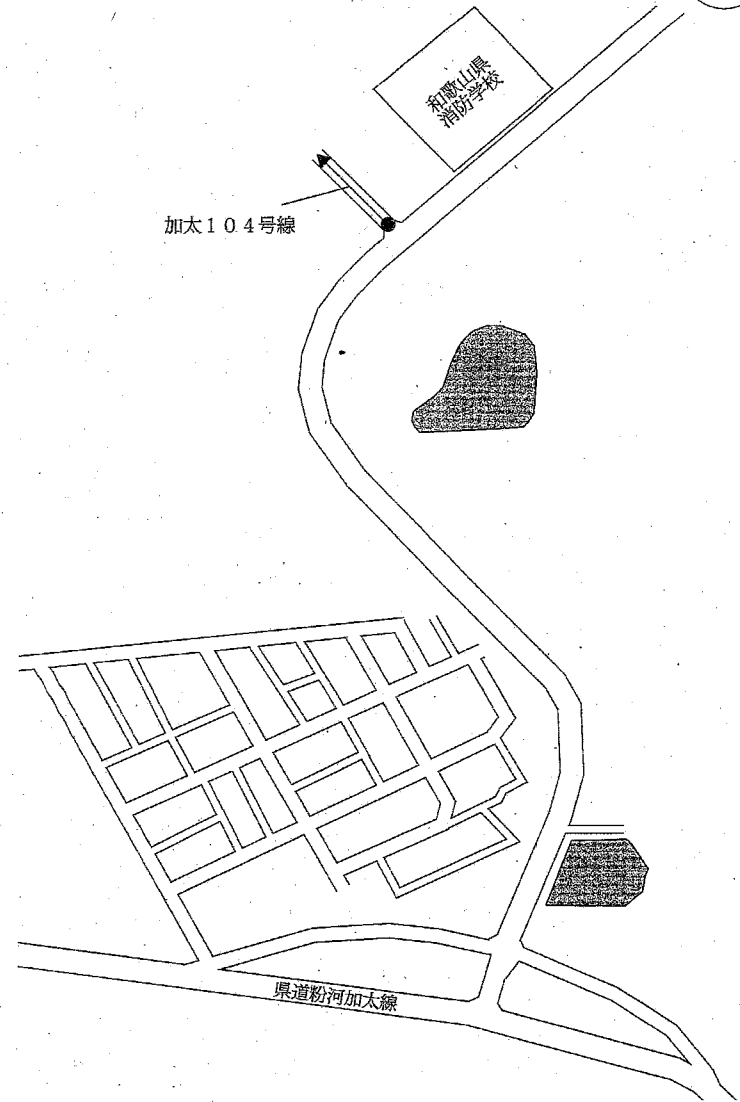
# 路線認定図



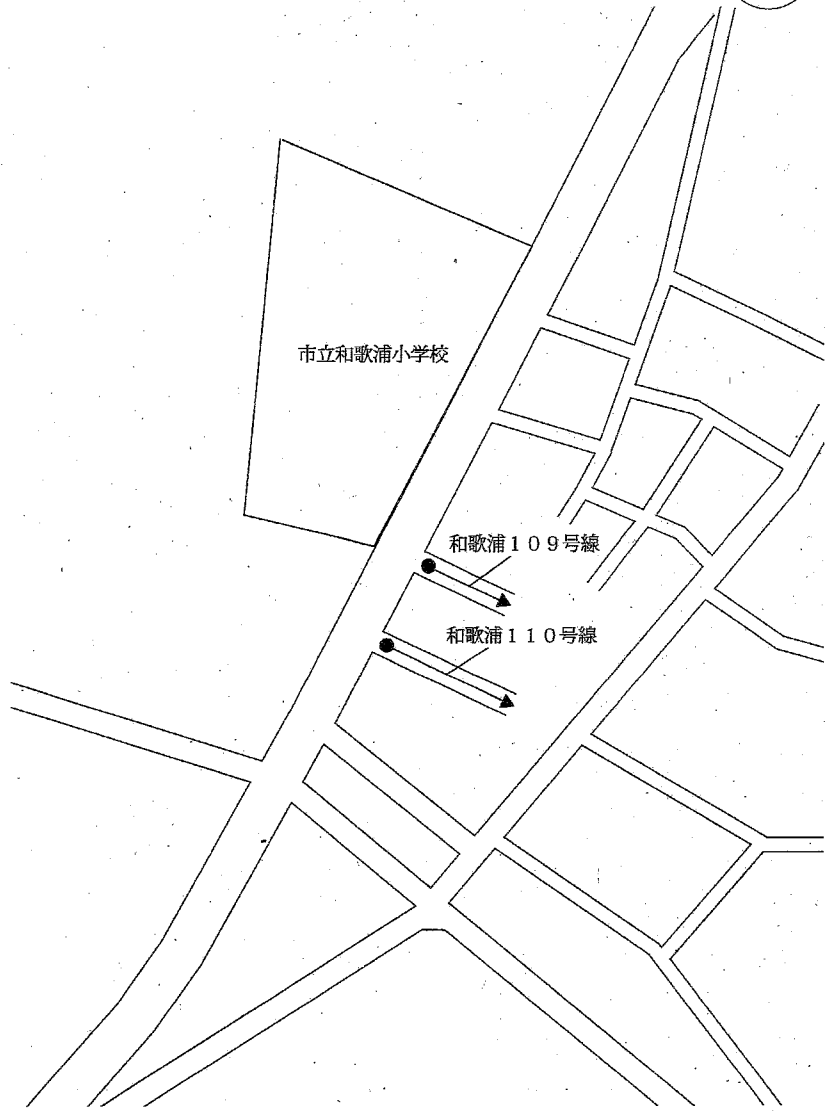
# 路線認定図



# 路線認定図



# 路線認定図



議案第19号

市道路線変更について

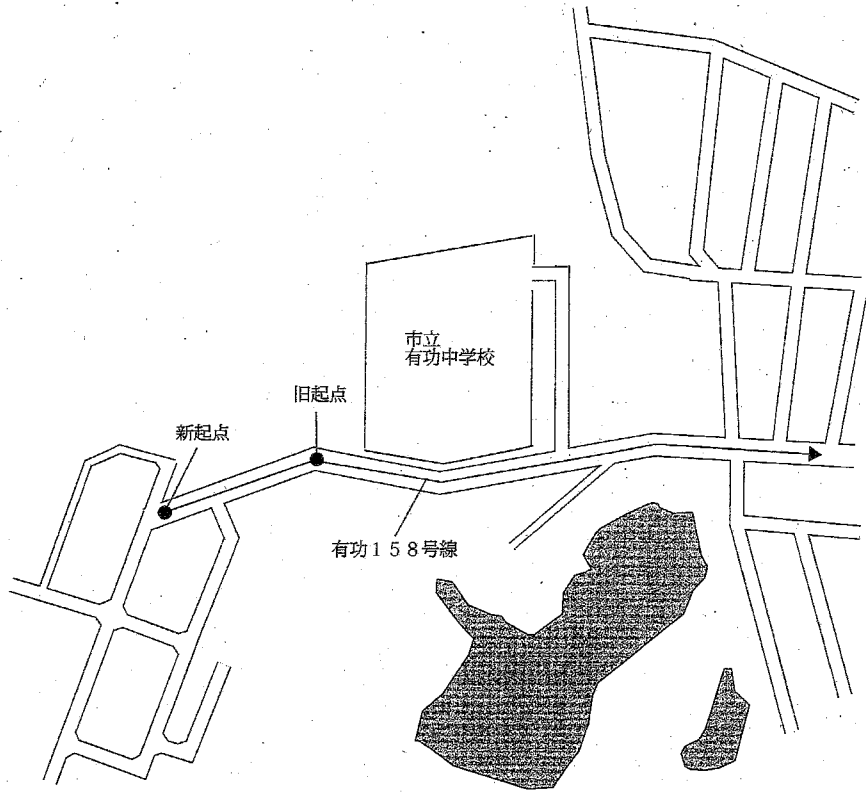
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起 終	点 点	備 考
31-158	旧	有功158号線	和歌山市六十谷	和歌山市六十谷	
	新	有功158号線	和歌山市六十谷	和歌山市六十谷	起点の変更

# 路線変更図



議案第20号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,535,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

## 第1表

## 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		31,912,637	593,716	32,506,353
	3 国庫交付金	4,603,008	593,716	5,196,724
歳入合計		145,941,570	593,716	146,535,286

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,717,930	10,941	14,728,871
	1 総務管理費	6,979,859	9,765	6,989,624
	7 文化スポーツ費	4,543,458	1,176	4,544,634
3 民生費		69,268,946	305,907	69,574,853
	1 社会福祉費	27,175,720	305,106	27,480,826
	5 年金保険費	3,686,277	801	3,687,078
4 衛生費		10,565,329	90,631	10,655,960
	1 保健衛生費	5,734,094	90,631	5,824,725
6 商工費		3,642,889	129,098	3,771,987
	1 商工費	2,743,374	79,000	2,822,374
	2 観光費	899,515	50,098	949,613
7 土木費		7,297,226	29,179	7,326,405
	4 都市計画費	761,634	29,179	790,813
9 教育費		8,754,615	27,960	8,782,575
	4 高等学校費	632,271	9,183	641,454
	6 社会教育費	1,882,013	18,777	1,900,790
歳出合計		145,941,570	593,716	146,535,286

## 議案第21号

## 令和3年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,386,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓



第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		3,633,131	801	3,633,932
	1 一般会計繰入金	3,633,131	801	3,633,932
歳入合計		39,386,075	801	39,386,876

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		28,207,284	801	28,208,085
	6 傷病手当諸費	1,027	801	1,828
歳出合計		39,386,075	801	39,386,876

議案第22号

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ521,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		163,841	1,500	165,341
	1 一般会計繰入金	163,841	1,500	165,341
歳入合計		520,225	1,500	521,725

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 卸売市場費		449,415	1,500	450,915
	1 卸売市場費	449,415	1,500	450,915
歳出合計		520,225	1,500	521,725

議案第23号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「被保険者」の次に「又は事業所得（所得税法第27条第1項に規定する事業所得をいう。以下同じ。）がある被保険者」を加え、「労務に服する」を「業務に就く」に、「労務に就く」を「業務に就く」に改める。

附則第9項を次のように改める。

- 9 傷病手当金の額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 給与等の支払を受けている被保険者（第3号に掲げる被保険者を除く。） 1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額
  - (2) 事業所得がある被保険者（次号に掲げる被保険者を除く。） 1日につき4,000円
  - (3) 給与等の支払を受けており、かつ、事業所得がある被保険者 前2号に定める額のうちのいずれか高い額

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第8項及び第9項の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に適用する。

議案第24号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

工 事 名	四季の郷公園第二期公園整備工事
工 事 場 所	和歌山市明王寺字恵美須谷85番外
請 負 代 金 額	205,121,400円
契約の相手方	和歌山市十一番丁10番地 Jamビル 城善建設株式会社 代表取締役 依岡善明
契約方法	随意契約

議案第25号

物品購入契約について

化学消防ポンプ自動車IV型の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 契約の目的  
物品の名称 化学消防ポンプ自動車IV型  
数 量 1台  
納入場所 和歌山市八番丁12番地  
和歌山市消防局
- 2 契約の相手方 和歌山市蔵小路16番地  
有限会社和歌山防火協会  
代表取締役 山 本 幹 哉
- 3 契約金額 119,680,000円
- 4 契約方法 一般競争入札

議案第26号

物品購入契約について

行政ネットワーク用端末の購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和3年6月4日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 契約の目的  
物品の名称 行政ネットワーク用端末  
数 量 747台  
納入場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市総務局総務部デジタル推進課
- 2 契約の相手方 和歌山市吹屋町3丁目11番地  
オルファー株式会社  
代表取締役 田 村 泰 宏
- 3 契約金額 95,177,511円
- 4 契約方法 一般競争入札